

果樹共済

こんな被害にあったことはありませんか？



風水害



枝折れ



病害（枝枯れ）



台風等による落果



獣害（イノシシ）



獣害（サル）



凍霜害



シャインマスカット日射症

近年、異常気象による被害が多発しています
あなたが日頃丹精に育てた果樹も被害を受けるかもしれません

そんな時に備えて
NOSAIの果樹共済へ加入しましょう！



ご加入頂いている組合員には

損害防止事業による助成が受けられます

獣害対策器具購入助成（電気柵・金網・捕獲用箱罠・電子防鳥機）

その他、電子防鳥機の貸出や鳥獣害などを把握するためのトレイル・カメラの設置等



備えの種をまこう。

香川県農業共済組合

加入できる果樹は

類ごとに5a以上（ぶどうハウスは2.5a以上）

樹 齢	引受方式		半 相 殺	災害収入共済	地 域 1デ ッ ス	樹 体 共 済
	樹 種					
5年生以上	うんしゅうみかん		○	○	○	
6年生以上	いよかん		○	○		
4年生以上	指定かんきつ		○	○		
3年生以上	ぶ とう		○	○	○	
4年生以上	な し		○	○	○	
3年生以上	も も		○	○	○	
5年生以上	か き		○	○	○	
5年生以上	く り		○		○	
3年生以上	キウイフルーツ		○	○	○	○
補償される	単 位	類ごと 農家ごと (早生・晩生等)		農家ごと		樹体 1本ごと
	金 額	標準的な収穫 量を基に算出		過去5年の 生産金額を基に 算出	過去5年の 統計単収を基に 算出	樹齢に応じ て算出
	期 間					1年間 7月10日～
選択できる	補償限度割合	7割・6割・5割	8割・7割・6割	9割・8割・7割	8割	

支払対象となる災害(共済事故)は



危険段階別共済掛金率

組合員ごとの直近20年分の平均被害率データを基に、組合員を複数の段階(基準を設定し上下に20ずつ、全41段階)に区分し、危険段階ごとのリスクに応じて共済掛金率を設定する制度です。新規加入の場合は基準の段階が適用されます。

半相殺方式

農家の収穫量合計が、基準収穫量の類ごとに補償限度割合(加入時に選択：7割・6割・5割)を下回った場合に共済金が支払われます

基準収穫量：標準収穫量をもとに、園地条件、肥培管理等を勘案し、樹園地ごとに設定します

補償の額（共済金額）は・・・ 共済金額 = 標準収穫金額 × 加入割合

(標準収穫金額 = 標準収穫量 × 1kg当たり価額)

(例)：加入割合70%の場合の共済金額表(目安)

樹種	樹齢	栽培面積	標準収穫量	1kg当たり価額	共済金額
うんしゅうみかん1類(宮川など)	20年生	10a	1,500kg	136円	142,000円
ぶどう2類(露地栽培のピオーネなど)	10年生		850kg	747円	444,000円
もも1類(日川白鳳など)	15年生		800kg	365円	204,000円

共済掛金は・・・

農家負担掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 × 1/2

(例)：補償限度割合70%の場合の農家負担掛金の算出表(目安)

樹種	共済金額	掛金率	掛金	農家負担掛金
うんしゅうみかん1類	142,000円	6.97%	9,897円	4,949円
ぶどう2類	444,000円	13.89%	61,671円	30,836円
もも1類	204,000円	5.32%	10,852円	5,426円

◇掛金割引制度・・・防災施設を設置している場合は、掛金が割引となります(ぶどう・なし・もも・かき)

支払共済金は・・・

(例)うんしゅうみかんを20a栽培し、合計が基準収穫量3,000kg、共済金額300,000円の場合

樹園地	基準収穫量	見込収穫量	減収量	損害割合
(A)	1,800kg	1,000kg	/	/
(B)	1,200kg	500kg		
合計	3,000kg	1,500kg	1,500kg	50%

○損害割合に応じた支払率 支払開始割合30%の場合

損害割合	30	31	35	40	50	60	70	80	90	100
共済金支払率	0	1	7	14	29	43	57	71	86	100

共済金額 × 共済金支払率 = 共済金の支払額
 300,000円 × 29% = 87,000円



減収量と基準収穫量で損害割合を算出します。
 半相殺方式は類ごとの合計で損害割合を出します。

災害収入方式

農家ごとに品質を加味した収穫量が基準収穫量より少なく、生産金額が共済限度額に達しない場合が対象となる方式です
自然災害等による果実の減収、及び品質の低下が対象となります

加入条件…	<ul style="list-style-type: none"> JA等に過去5年間連続してほぼ全量出荷している農家 5年間分の出荷数量及び販売価格(生産金額)のデータ提供が得られ、今後も確実な出荷が見込まれる農家
-------	---

補償の額（共済金額）は… $\text{共済金額} = \text{基準生産金額} \times \text{加入割合}$

- 基準生産金額：直近過去5年間の収入金額に応じて変動します
 - 加入割合：80～40%の範囲内で選択
 - 共済限度額割合：80・70・60%のうちから選択
- (例) 基準生産金額を200万円とした場合

基準生産金額	加入割合	共済金額
200万円	80%	160万円
	50%	100万円

共済掛金は…

(例) 共済金額を100万円とした場合の農家負担掛金

樹種	共済金額	掛金率	農家負担掛金
キウイフルーツ	100万円	5.92%	29,600円
ぶどう6類		5.35%	26,750円

ぶどう6類は露地栽培

支払共済金は… $\text{共済金} = (\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times \text{共済金額} / \text{共済限度額}$

加入農家ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量より少なく、加えて共済限度額（基準生産金額に加入時に選択する共済限度額割合を乗じたもの）に生産金額が達していない場合、共済金が支払われます

- 基準収穫量：過去の出荷データ、樹齢・品質条件等を勘案して加入農家ごとに設定します
- 共済限度額＝基準生産金額×共済限度額割合

(例) 共済限度額割合8割を選択した場合

基準生産金額	共済限度額	加入割合	共済金額	生産金額	共済金
200万円	160万円	80%	160万円	120万円	40万円
				40万円	120万円
				0円	160万円
		50%	100万円	120万円	25万円
				40万円	75万円
				0円	100万円

インデックス方式

組合員ごとに統計単位地域ごとの過去5ヵ年の統計単収(5中3)を用いて基準収穫量を設定し、当年の統計単収が基準収穫量の補償限度割合(加入時に選択9割・8割・7割)を下回った場合に共済金が支払われます

樹体共済 (キウイフルーツ)

共済事故によって生じた樹体の損傷が、1/2以上の損害が対象
樹体共済のみの加入と、災害収入共済方式とセットで加入の場合では補償が変わります

お気軽にお問い合わせください

東 部 支 所 Tel 0879-43-4121 中 讃 支 所 Tel 0877-46-1211
高 松 支 所 Tel 0120-58-1148 仲 多 度 支 所 Tel 0877-62-5970
小 豆 出 張 所 Tel 0879-62-0694 三 豊 支 所 Tel 0120-031-304